

議 事 日 程 (3)

平成22年6月17日 午前10時00分開会

- |      |                |   |
|------|----------------|---|
| 日程第1 | 町長提出議案<br>第59号 | 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する<br>条例の制定について                             |
| 第2   | 町長提出議案<br>第60号 | 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の<br>制定について                                |
| 第3   | 町長提出議案<br>第61号 | 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例及び芦屋町企業職員<br>の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制<br>定について |
| 第4   | 町長提出議案<br>第62号 | 芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制<br>定について                                 |
| 第5   | 町長提出議案<br>第63号 | 平成22年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について  |
| 第6   | 町長提出議案<br>第64号 | 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)につ<br>いて                                    |
| 第7   | 町長提出議案<br>第65号 | 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第<br>1号)について                               |
| 第8   | 町長提出議案<br>第66号 | 専決処分事項の承認について   |
| 第9   | 町長提出議案<br>第67号 | 専決処分事項の承認について   |
| 第10  | 意見書案<br>第4号    | 不法係留船対策の促進を求める意見書について   |
| 第11  | 意見書案<br>第5号    | 住民の安全・安心を守るため、遠賀川の管理は引き続き国が行<br>うことを求める意見書について                        |
| 第12  | 意見書案<br>第6号    | 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の<br>再構築を求める意見書について                        |

---

【 出 席 議 員 】 (13名)

- |    |       |     |       |     |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 益田美恵子 | 2番  | 貝掛 俊之 | 3番  | 田島 憲道 | 4番  | 辻本 一夫 |
| 5番 | 小田 武人 | 6番  | 岡 夏子  | 7番  | 今井 保利 | 8番  | 川上 誠一 |
| 9番 | 松上 宏幸 | 10番 | 本田 哲也 | 11番 | 中西 定美 | 12番 | 室原 健剛 |

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 古野 嘉子      書記 本郷 宣昭

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行
事業課長	小野義之				

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案59号から日程第12、意見書案第6号までの各議案及び意見書案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

報告第9号

平成22年6月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 室原 健剛

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第59号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正する条例の制定について、原案可決

議案第60号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第61号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例及び芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第63号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第65号 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第67号 専決処分事項の承認について、承認

意見書案第4号 不法係留船対策の促進を求める意見書について、原案可決

意見書案第5号 住民の安全・安心を守るため、遠賀川の管理は引き続き国が行うことを求める意見書について、原案可決

報告第10号

平成 22 年 6 月 17 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

民生文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 62 号 芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第 63 号 平成 22 年度芦屋町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案可決

議案第 64 号 平成 22 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）について、原案可決

議案第 66 号 専決処分事項の承認について、承認

意見書案第 6 号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書について、原案可決

.....

平成 22 年 6 月 17 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「税制に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「道路整備に関する件」「芦屋橋に関する件」「国道 495 号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

.....

平成 22 年 6 月 17 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続審査申出書

本委員会は審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

「戸籍等各種届け出及び申請事務に関する件」「保健、健康及び国民健康保険に関する件」「福祉政策及び介護保険に関する件」「環境政策に関する件」「公営住宅に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光に関する件」「観光振興に関する件」「医療及び医療行政に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

平成22年6月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、「議会運営に関する件」「議会の会議規則委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員会委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員会委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。日程第1、議案第59号から日程第12、意見書案第6号までの各議案及び意見書案について、順不同により討論を許します。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

日程第6、町長提出議案第64号平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について、賛成の立場から討論を行います。

国民宿舎は、開設以来多くのお客様を迎えている施設で、本来、今年度予算で、建物全体の今後の基本設計を行う年でした。しかし、この基本的な長期の建物の診断の予算は計上できませんでした。そして、今回この地域活性化策、この補助金が見えることを理由に、緊急的なおふろの一部分の改修を行う議案です。この必要性については、委員会で十分検討し、この議案には賛成をいたします。

しかし同時に、今後の国民宿舎のあり方を、本当に議論する時期にきていることも示唆しております。国民宿舎には、国や県の補助金は本来つきません。たまたま今回、国の地域活性化という基盤のお金、補助金がついて、やっとおふろの一部が改修できた、回収できる予定ですね、これから。

今後、町単独の予算で国民宿舎を維持管理しなければいけません。あと10年もすれば当然、全体の建てかえの必要性も出てきます。これらの原資はどこにあるのでしょうか。同時に、指定管理で今運営しているところから入っているお金7,000万円も更新時期を迎え、今後の更新については減少することは、火を見るよりも明らかです。今現在でも、この7,000万円では、足りずに税金から補助手差しをしているのに加え、さらに税金を投入しなければ維持できない現実が見えてきます。それでは、償還すべき借入金を払い終わるころに芦屋町に何が残るのでしょうか。

他の大型施設も含めて、同じ事が言えます。必要、不必要を各施設について、議

論すべき、検討すべき時期にきていることを問題として提起して、私の賛成討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第59号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第59号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第60号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第60号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第61号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第61号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第62号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第62号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第63号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第63号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第64号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第64号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第65号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第65号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第66号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第66号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第67号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第67号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、意見書案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、意見書案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、意見書案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の付託案件について、それぞれ再付託の要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

なお、可決いたしました意見書は、議長から関係機関に送付することといたします。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成22年度芦屋町議会第2回定例会を閉会します。

長期間のご審議、お疲れさまでした。

午前10時17分閉会

---